

別表十の二(二)
「22」、「35」、「38」、「41」又は「44」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

連 結 業 界
事 業 年 度
法人名
()

別表十の二(二) 平三十一・四・一以後終了連結事業年度分

I 収用換地等の場合の連結所得の特別控除に関する明細書									
譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡資産の帳簿価額	12		円		
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	・	同上のうち補償金等の額に対応する部分の帳簿価額	13				
	収用換地等による譲渡年月日	3	・	譲渡経費の額	14				
	譲渡資産の種類	4		譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	15				
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5		差引譲渡経費の額 (14) - (15)	16				
	同補償金に相当する部分の額	6		同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	17				
	経費補償金に相当する部分の額	7		譲渡益の額 (9) + (10) - (11) - (12)又は(13) - (16)又は(17)	18				
	移転補償金に相当する部分の額	8		当期において設けた特別勘定の金額として特別控除の額に算入する金額	19				
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9		当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日属する年において特別控除の規定の適用を受けた金額	20				
	特別控除に係る交換取得資産の価額	10		特別控除残額 5,000万円 - (20)	21				
	同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	11		特別控除額 (((18)又は(19))と(21)のうち少ない金額)	22				

Ⅱ 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等に関する明細書									
事業施行者等の名称		23			特定場合の土地の特別 画整理事業の額の 計算	当該資産の譲渡をした連結法人が当 該譲渡の日の属する年において 譲渡した他の資産につき、2,000万円 特別控除の規定の適用を受けた金額	33		円
特定事業の用地買収等により 譲渡した年月日		24	(. .) (. .)			特 別 控 除 残 額 2,000万円－(33)	34		
取得した対価の額		25				特 別 控 除 額 ((32)と(34)のうち少ない金額)	35		
交換取得資産の価額		26				特 別 控 除 残 額 1,500万円－(36)	36		
交換取得資産に 交換差						特 別 控 除 残 額 1,500万円－(36)	37		
特定事業の用地 譲渡した部分の帳簿価額		27				特 別 控 除 額 ((32)と(37)のうち少ない金額)	38		
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	29				当該資産の譲渡をした連結法人が当 該譲渡の日の属する年において譲渡 した他の資産につき、800万円 特別控除の規定の適用を受けた金額	39		
	譲渡経費に充てるため 交付を受けた金額	30				特 別 控 除 残 額 800万円－(39)	40		
	差引譲渡経費の額 (29)－(30)	31				特 別 控 除 額 ((32)と(40)のうち少ない金額)	41		
譲渡益の額 (25)＋(26)－(27)－(28)－(31)		32				当該資産の譲渡をした連結法人が当 該譲渡の日の属する年において 譲渡した他の資産につき、1,000万円 特別控除の規定の適用を受けた金額	42		
						特 別 控 除 残 額 1,000万円－(42)	43		
						特 別 控 除 額 ((32)と(43)のうち少ない金額)	44		

Ⅲ 資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書							
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	当該資産の譲渡をした日の属する年における 資産の譲渡につき、当期において5,000万円、 2,000万円、1,500万円及び800万円特別 控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定 の適用を受けた金額 (22) + (35) + (38) + (41) + (44)	45	各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 計 算	当該資産の譲渡をした日の属する年における各連結法人 の資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、 1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別 控除の規定の適用を受けた金額の合計額 (当該各連結法人の(45)の合計)	48	円	
	個別連結法人帰属損金不算入額 $((48) - (51)) \times \frac{(45)}{(48)}$	46		当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡 につき、当期前の連結事業年度において5,000万円、2,000 万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000 万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額	49		
	特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (45) - (46)	47		特 別 控 除 残 額 5,000万円 - (49)	50		
				特 別 控 除 額 ((48)と(50)のうち少ない金額)	51		

別表十の二(二)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用換地等の場合の連結所得の特別控除	「第68条の73第1項」、「第68条の73第2項」若しくは「第68条の73第7項」又は「租税特別措置法施行令第39条の101第5項」	10215	「22」欄の金額

「35」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	第68条の74第1項	10216	「35」欄の金額

「38」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	第68条の75第1項	10351	「38」欄の金額

「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	第68条の76第1項	10218	「41」欄の金額

「44」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除	第68条の76の2第1項	10219	「44」欄の金額